

平成22年度

道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局

大宮国道事務所

はじめに

国管理の国道の維持管理は、各地域により気象条件や沿道状況等が異なることから、これまで、路面維持・清掃・除草・剪定等の各作業について、地域の状況を踏まえ、適切な道路維持管理に努めてまいりました。

平成21年11月の行政刷新会議での結果を踏まえ、今般、通行の安全性等に配慮しつつ、全国統一の考え方を設定し実施することになりました。

今後は、各国道事務所管内における維持管理は、全国統一の考えが設定されたことを踏まえ、これを基本に、地域特性を踏まえた維持管理項目毎の実施対象区間や作業頻度等を示した「道路維持管理計画」を策定し、この計画を基に道路の維持管理を実施してまいります。

なお、より適切な管理となるよう、運用結果や皆様からの道路に関するご意見・要望等を踏まえ、今後、内容の見直しを行う予定です。

～ 事務所 事業概要 ～

大宮国道事務所では、国道4号、16号、17号の3路線、延長約262kmにおいて道路の維持管理を行っています。

安心して道路を利用するために、道路の維持管理を実施しており、橋梁の長寿命化を図るため、大規模な修繕が必要になる前に予防的な橋梁補修を実施しています。

また、「地域の活力と成長力の強化」「安全・安心で豊かな社会づくり」などの課題に対応するため、国道468号首都圏中央連絡自動車道や国道17号上尾道路などの環状道路およびバイパスの整備を進めています。

目次

1. 管理方針	
(1) 道路維持管理の現状と課題	3
(2) 道路維持管理の基本方針	4
2. 管理計画	
(1) 目的	5
(2) 管理路線	5
(3) 管理施設	6
3. 日常管理	
(1) 道路巡回	8
(2) 道路清掃	8
(3) 除草	10
(4) 剪定	11
(5) 応急処理等	11
(6) 設備点検	12
(7) 除雪	12
4. 補修	
(1) 橋梁	13
(2) 橋梁耐震補強	14
5. その他	
(1) 冠水対策	14
(2) 窓口業務	15
(3) その他	15
(4) 問い合わせ先	16

1. 管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

1) 道路維持管理の現状

首都圏を抱える関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）は、国土面積の約15%に、総人口の約35%と、わが国のGDPの約4割が集中する産業・経済・文化の集積地域となっております。

関東地方整備局の管理する国道（延長約2,394km）は、国民の生活や経済・観光活動を支える基盤として、また、災害時における防災支援のネットワークとして、重要な役割を果たしています。

橋梁、トンネルなど多くの道路構造物や盛土・切土法面などが存在しますが、道路構造物の老朽化も進み、損傷などの不具合が多く発生することが予想されます。

また、道路管理延長の増加に伴い管理する道路施設も増加しており、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されています。



【橋梁損傷】



【トンネル損傷】

道路施設の老朽化等に伴い、補修・更新に要する費用や日常の維持管理面に要する経費が増大することが予想されます。

国民の安全・安心な生活を確保するために、今ある道路施設を継続的に使用できるように維持管理することが重要です。

また、道路利用者等からの意見・要望・行政相談等も多数あり、国民の道路行政に対する多様なニーズなど、道路維持管理を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、道路維持管理については、行政刷新会議による「事業仕分け」や、全国知事会において管理水準・基準が議論されました。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト縮減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、実施します。

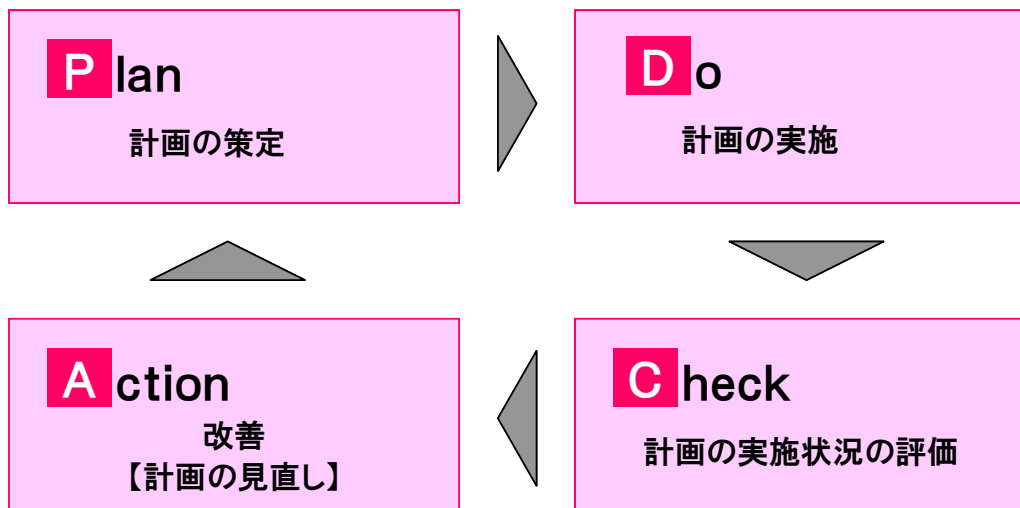
平成22年度に実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan (計画) …「道路維持管理計画」を策定します。

Do (実施) …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。

Check (評価) …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。

Action (改善) …執行管理(分析・評価)を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

(2) 管理路線

1) 管理路線（区間・交通量など）

大宮国道事務所は、埼玉県内の国道4号、16号、17号の道路の維持管理を浦和出張所、大宮出張所、熊谷国道出張所、春日部国道出張所の4つの出張所で行っております。各出張所の担当区間は、下表のとおりです。

担当出張所	路線名	延長(km)	管理区間	車線数/ (交通量: 百台/日)	
浦和出張所	国道17号	19.3	34.4	起点 板橋区舟渡3丁目5番6(戸田橋南詰) 終点 さいたま市北区宮原町4丁目84番4	2~4車線 (182 ~ 303)
	国道17号 (新大宮バイパス)	15.1		起点 板橋区三園2丁目77番10 終点 さいたま市西区三橋6丁目788番1	6車線 (725 ~ 802)
大宮出張所	国道16号	45.0	67.2	起点 入間市大字二本木字原ヶ谷941番1 終点 さいたま市岩槻区大字長宮字前田661番1	2~6車線 (276 ~ 856)
	国道17号	14.3		起点 さいたま市北区宮原町4丁目84番4 終点 北本市大字深井80番	4車線 (493 ~ 589)
	国道17号 (新大宮バイパス)	1.0		起点 さいたま市西区三橋6丁目788番1 終点 さいたま市西区宮前町1759	6車線 (773)
	国道17号 (上尾道路)	4.7		起点 さいたま市西区宮前町1790番1 終点 上尾市大字小敷谷字儘上730番1	2車線 ※(128)
		2.2		起点 桶川市大字川田谷字稲荷2886番3 終点 北本市石戸宿1丁目291番	2車線 (H22.3供用のためデータ無し)
熊谷国道出張所	国道17号	45.0	82.9	起点 北本市大字深井80番 終点 児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場2776番1	2~4車線 (166 ~ 539)
	国道17号 (熊谷バイパス)	18.0		起点 鴻巣市大字箕田字九右エ門1704番1 終点 熊谷市大字久保島字北浦945番1	2~4車線 (118 ~ 576)
	国道17号 (深谷バイパス)	14.7		起点 熊谷市大字玉井字向玉井下457番1 終点 深谷市大字杓掛字原ヶ谷戸612番1	2~4車線 (235 ~ 427)
	国道17号 (上武道路)	5.2		起点 熊谷市大字西別府字関下544番1 終点 深谷市大字高島字本郷105番1地先	2車線 (233)
春日部国道出張所	国道4号	41.3	77.1	起点 草加市谷塚上町字東沼田3番1 終点 久喜市栗橋北2丁目3432番1	2~4車線 (173 ~ 571)
	新4号 (新4号バイパス)	18.6		起点 越谷市大字下間久里字前田60番1 終点 幸手市大字上宇和田字流作631番84	2~4車線 (236 ~ 434)
	国道4号 (東埼玉道路)	5.7		起点 草加市青柳6丁目3526番3地先 終点 吉川市大字川藤字古川4189番5地先	2車線 (132 ~ 153)
	国道16号	11.5		起点 さいたま市岩槻区大字長宮字前田661番1 終点 春日部市大字西金野井字宮橋1209番	4車線 (410 ~ 429)
現道合計		176.4			
バイパス合計		85.2			
総合計		261.6			

注1) 上記の表は、埼玉県と隣接する都県にかかる橋梁も管理しているため、埼玉県以外の管理延長も含んでおります。

注2) 上記交通量は平成17年度道路交通センサス(平日24時間交通量)データです。※上尾道路(H22.3.28開通)は開通1ヶ月後の平均交通量。

2) 事前通行規制区間

当事務所では、事前通行規制区間はありません。

◆ 管理概要図



(3) 管理施設

- ・橋梁（河川渡河部、鉄道高架部など橋長2m以上の橋）計244橋（箇所）



〈笹目橋〉

(国道17号新大宮バイパス荒川渡河部)



〈柿沼肥塚立体ラーメンボックス〉

(国道17号熊谷バイパス熊谷市肥塚地先)

- 立体施設（横断歩道橋）計 2 2 2 箇所（架け替え中の 1 橋を含む）



〈大塚新田（南）歩道橋〉
（国道 1 6 号川越市大塚新田地先）



〈小淵歩道橋〉
（国道 4 号：春日部市小淵地先）

- 道路情報板 計 2 3 箇所



〈深作情報板〉
（国道 1 6 号 さいたま市見沼区深作地先）

〈目的〉

各種情報を道路利用者へ提供するための情報表示装置です。
道路災害、交通事故などの発生しやすい場所、主要な道路が交差する場所等に設置しています。

- CCTV 計 2 3 箇所



〈小淵立体 CCTV カメラ〉
（国道 1 6 号 春日部市小淵地先）

〈目的〉

道路施設の状況を確認するため、道路上設置しているカメラです。
光ファイバケーブルを伝送路として利用し、事務所等で現地施設の状況を把握することが可能です。

- 道路排水設備（地下立体などの排水処理設備） 計 1 5 箇所



〈小淵立体道路排水設備〉
（国道 1 6 号 春日部市小淵地先）

〈目的〉

道路冠水を防ぐために、道路に流入する雨水を排出するための施設です。
地下横断歩道、アンダーパスなど、その他動力による排水が必要な箇所に設置しています。

3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

道路巡回は、路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況（損傷を含む）を点検するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通状況の把握、落下物回収による通行の安全確保、不法占用・不法投棄・不正使用の把握を目的に行うものです。

2) 実施方針及び頻度

・通常巡回は、車道、歩道路面など異常箇所確認のため、道路巡回により実施します。

原則として、4車線以上（中央分離帯の広い上尾道路や東埼玉道路の2車線暫定区間を含む）の多車線構造の区間では、平日については毎日（5日）、休日は土日のいずれか1日実施します。2車線区間では、平日は3日、休日は土日のいずれか1日実施します。

・定期巡回は、橋梁などの各道路施設の異常箇所状況を確認するため、1回／年点検を実施します。

・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。



〈路面状況確認（わだち発生）〉



〈構造物の状況確認（防護柵損傷）〉



〈落下物の回収状況〉



〈橋梁の点検状況〉

(2) 道路清掃

1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

・路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。

清掃頻度については、土地利用状況や交通状況を考慮し、原則としてD I D地区の市街地部で年6回、それ以外の地区を年1回とします。

清掃の実施時期にあたっては、降雨後や道路巡回等で必要性を確認した時に実施します。

※ DID (人口集中地区)：人口密度が4,000人/km²以上の基本単位が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定されます。

路線名	路面清掃箇所		清掃回数 (回/年)	備考
	地点	地点		
国道16号	入間市小谷田二丁目	川越市大仙波	6	
	さいたま市西区宮前町	上尾市瓦葺		
	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔	さいたま市岩槻区岩槻		
	春日部市増富	春日部市大字八丁目		
	入間市大字二本木	入間市小谷田二丁目	1	
	川越市大仙波	さいたま市西区宮前町		
	上尾市瓦葺	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔		
	さいたま市岩槻区岩槻	春日部市増富		
春日部市大字八丁目	春日部市大字西金野井			
国道17号	戸田市川岸三丁目	鴻巣市三ツ木	6	
	熊谷市佐谷田	深谷市大字岡部	1	
	鴻巣市三ツ木	熊谷市佐谷田		
	深谷市大字岡部	児玉郡上里町大字勅使河原		
国道17号 (新大宮パイクス)	戸田市早瀬二丁目	さいたま市西区宮前町	6	
国道17号 (熊谷パイクス)	鴻巣市大字箕田	熊谷市大字久保島	1	
国道17号 (深谷パイクス)	熊谷市大字玉井	深谷市大字沓掛	1	
国道17号 (上武道路)	熊谷市大字西別府	深谷市大字高島	1	
国道4号	草加市谷塚町	北葛飾郡杉戸町杉戸	6	
	北葛飾郡杉戸町杉戸	久喜市栗橋北二丁目	1	
新4号 (新4号パイクス)	越谷市大字下間久里	越谷市大泊	6	
	越谷市大泊	幸手市大字上宇和田	1	
東埼玉道路	草加市青柳六丁目	吉川市大字川藤	1	

※清掃回数については沿道状況より上記の表を目安としますが、路面状況により増減の可能性あります



〈路面清掃状況 全景〉



〈路面清掃状況 (機械)〉

・歩道清掃

ケヤキやイチョウなどの植栽木からの落葉除去を目的に箇所を限定して実施します。

実施時期は落葉時期に、歩行者の通行に支障をきたす場合に実施します。



〈歩道清掃状況（人力）〉



〈歩道橋の清掃状況（人力）〉

・排水構造物清掃

排水システムを確保し、流下能力を維持するために、排水施設に堆積している土砂を除去します。実施箇所については、排水システムや流下能力を勘案して通水阻害箇所を抽出し、通常巡回等により土砂の堆積状況などを確認した上で年1回程度実施します。



〈側溝清掃状況（機械）〉



〈柵清掃状況（機械）〉

(3) 除草

1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

実施時期については、気象条件や道路巡回により繁茂状況を確認した上で、適切な時期を設定して6月～12月頃に交通に支障となる箇所を限定して実施します。



〈機械除草状況（法面）〉



〈抜根除草状況（植樹帯）〉

(4) 剪定

1) 目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、剪定を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯の植栽を適切に管理するとともに、繁茂による通行の阻害を防止し、利用者の視認性を確保するため、樹種等に応じて個別に設定しています。

また、抜根除草を実施して景観を確保します。

○実施の頻度

高木：原則として、3～5年に1回実施します。

中木：原則として、3年に1回実施します。

寄植：原則として、交差点等の視距が確保出来ない為に交通に支障が生じる箇所に限定して1回/年を目標に実施します。

主な樹種の剪定の目安は以下のとおりです。

路線名	樹種	高・低木	回数	備考
国道4号	ケヤキ	高木	1回/3～5年	
国道16号	サザンカ	中木	1回/3年	
国道17号	オオムラサキツツジ	低木	1回/年	場所を限定して実施

○その他

強い剪定による剪定間隔延長や抜根除草の合理化を検討します。



〈高木剪定状況〉



〈低木寄植剪定状況〉

(5) 応急処理等

1) 目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通安全上及び道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行います。

2) 実施方針

路面異常（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



〈路面補修状況（ポットホール補修）〉



〈路面補修状況（パッチング）〉

(6) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



〈発電設備 定期点検状況〉

(国道17号戸田立体 非常電源)



〈排水設備 定期点検状況〉

(7) 除雪

1) 目的

冬期における安全な通行を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪・凍結防止作業などを行います。

2) 実施方針

大宮国道管内では、積雪量が比較的少ないことから、降雪時、厳寒時における凍結防止剤散布が主な対策となります。

降雪時における要注意箇所を抽出し、気象観測装置、遠方監視装置による遠方での監視のほか、道路利用者からの情報提供・通報といった間接的な情報に加え、巡回や凍結防止剤散布時の報告などの情報といった直接的な情報を組合せながら、状況に応じた適切な降雪対応を実施します。

①車道除雪

降雪量が5～10cmに達し、さらに雪が降りつづくことが予想され交通に支障をきたす場合に実施します。

②歩道除雪

歩行者の通行に支障をきたす場合で、公共施設や駅周辺など通行の多い箇所を優先に実施します。

③凍結防止剤散布

降雪対応等における要注意箇所について、現地の気温、降雪等の気象状況を考慮し、実施します。

なお、要注意箇所の設定あたって、下記に示す一般的に凍結時に危険な箇所や、凍結のおそれが高いと想定される箇所を踏まえ、これまでの大宮国道事務所管内における凍結等の実績をもとに設定しています。

- ◆縦断勾配が急な区間
- ◆平面曲線半径が小さい区間
- ◆局部的に日陰となる区間
- ◆橋梁区間
- ◆前後区間に対し、幅員が狭小な区間
- ◆信号交差点や横断歩道
- ◆交通が少なく降雪により凍結しやすい区間（側道部）



〈凍結防止剤散布状況〉



〈歩道橋除雪作業状況〉

4. 補修

(1) 橋梁

1) 目的

橋梁定期点検要領(案)に基づき、定期的に橋梁の点検を実施することで、早期に橋梁の損傷程度を把握し、損傷が深刻化する前に、補修対策工を実施することで（予防保全）、橋梁の長寿命化を図ります。

2) 実施方針

①点検

定期巡回での年1回の点検を実施するとともに、橋梁定期点検要領(案)に基づく定期点検を原則として5年に1回、橋梁における第三者被害予防措置要領(案)に基づく点検を原則として2～3年に1回、実施します。

○H22年度橋梁定期点検予定数 56橋

②補修

平成22年度については、橋梁定期点検結果により優先度の高い橋梁から、補修を実施します。

H22実施橋梁

戸田橋、笹目橋（下）、仙波大橋（上）、仙波大橋（下）、古谷高架橋（下）、一の橋、星川橋（上）、代立体橋（上）、代立体橋（下）、2号溝橋、3号溝橋、元荒川橋、越谷高架橋（下）、古利根川橋（上）、第一号函渠、第二号函渠、中川橋（上）、根用水橋（上）、根用水橋（下）

平成22年度に行う主な橋梁補修の内容は下表のとおりです。

橋 梁 名 称	点検年度	損傷内容	補修方法
戸田橋	H15 H21	床版の損傷（ひび割れ、漏水、剥離鉄筋露出等）	ひび割れ補修工、断面修復工、剥落防止工、橋面防水工
笹目橋（下）	H16 H21	床版の損傷（ひび割れ、剥離鉄筋露出等）	ひび割れ補修工、断面修復工、剥落防止工
仙波大橋（上）	H19	鋼主桁の腐食、床版の損傷（ひび割れ、剥離鉄筋露出等）	部分塗装塗り替え工、ひび割れ補修工、断面修復工

（2）橋梁耐震補強

1）目的

昭和55年道路橋示方書より前の構造基準で建設された橋梁の耐震性能を向上させることを目的に実施します。

2）実施方針

橋梁の建設年次や各路線の特性に応じて優先度を検討し実施します。

<平成22年度予定箇所>

下記の橋梁において、耐震補強を行う予定です。

- ・国道17号 戸田橋、笹目橋（下）

5. その他

（1）冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部等を対象に下記の対策を実施しています。

- ①異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- ②冠水情報を提供する電光標示板の設置
- ③警報装置、監視装置の設置・点検
- ④パトロールの強化（時間雨量で30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施）

1) 実施方針

大宮国道管内に大雨注意報が出された場合には、管内の観測所の雨量データを確認、降雨レーダーでの状況把握のほか、CCTVによる降水・排水状況等の監視を実施します。

また、時間30mmを超える雨量を確認した場合には、異常時巡回を実施します。

異常時巡回では、冠水により重大な災害が想定されるアンダーパス部等や過年度の実績から設定した巡回重点箇所について、路面や排水の状況の他、道路施設の異常の有無を確認し、異常を発見した場合は、通行規制や排水作業を実施します。

また、通常巡回や排水施設点検を実施し、排水柵上のゴミの散乱状況や排水不良がないか適宜、確認します。

なお、警察、消防、他の自治体との連携など連絡体制の強化に努めております。

(2) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況（構造）を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

- ・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第24条）

道路管理者以外の者が行う道路工事（駐車場への出入りをするための歩道の切り下げ等）の承認事務

- ・道路の占用に関する事務（道路法第32・35条）

道路区域に、個人または企業等が電気、ガス、電話及び上下水道等または看板その他の施設を設置したりする場合に必要な許可事務

- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）

道路附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷に伴う原状回復、費用負担命令等に関する業務

- ・特殊な車両の通行許可（道路法第47条の2）

特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務

- ・境界確定

国道敷地と接している土地の境界確定

(3) その他

- ・道の相談室

道路に関する相談（通報・問合せ・意見等）を電話やインターネット、FAX等で受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

フリーダイヤル 0120-106-497（平日9:30～17:00）

FAX 0120-106-179（24時間受付）

URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/michi/>（24時間受付）

- ・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異常を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異常を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。

- ・交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

URL <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>

- ・ホームページ

大宮国道事務所 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/>

関東地方整備局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

(4) 問い合わせ先

大宮国道事務所 電話番号 048-669-1208（管理第二課直通）